

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。</p> <p>・ 特例措置の内容 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和2年3月末までとなっている取得期限を延長すること。</p>		
関係条文	租税特別措置法 67 条の 15		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドについて、平成 28 年度税制改正（再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間を 10 年から 20 年に延長）及び平成 29 年度税制改正（平成 29 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限を令和 2 年 3 月末まで延長）を受け、これまで 6 銘柄（時価総額約 700 億円）が上場されたところ。 一方、再エネ設備の取得期限（令和 2 年 3 月末まで）により実質的に本件税制が日切れとなるところ、更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じてインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を後押しするため、取得期限の延長（本件税制の延長）が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ－３ 市場機能の強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	３年の延長を要望する。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたこと及び平成 29 年度税制改正にて、平成 29 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和 2 年 3 月末まで延長されたことを受け、これまでに 6 銘柄が上場。 なお、インフラファンドの組成・上場について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、これまでに上場した 6 銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正にて、平成 29 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和 2 年 3 月末まで延長されたことを受け、これまでに 6 銘柄が上場されており、措置の有効性が認められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> </tr> <tr> <td>上場インフラファンド数(累計)</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6*</td> </tr> </table>					28年度	29年度	30年度	上場インフラファンド数(累計)	2	4	6*
		28年度	29年度	30年度								
上場インフラファンド数(累計)	2	4	6*									
※1 銘柄は決算期末到来												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(単位:千円)											
	措置名	平成29年度										
		合計	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	地方法人特別税					
投資法人に係る課税の特例	61,422,789	3,875,322	31,983,519	11,747,068	47,605,909	13,816,880						
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場されており、措置の有効性が認められる。</p>											
前回要望時の達成目標	<p>再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。</p>											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたこと及び平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場。足下では、複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手している。</p>											
これまでの要望経緯	<p>平成26年度税制改正要望にて、財務省主税局に、本件税制優遇措置の創設を要望。 平成28年度税制改正要望にて、財務省主税局に、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。 平成29年度税制改正要望にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。</p>											
ページ	8—3											